

品川区教育委員会教育次長賞実施要綱

制定 平成15年7月25日 教育長決定 要綱第15号

改正 平成28年2月16日 教育長決定 要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、管理職員を除く教育委員会事務局職員および学校等勤務職員（県費負担教職員を含む。）が、他の模範となる功績を残したとき、その功労に対する褒賞を行うことにより、職員のモラル・アップを図り、もって職員の資質の向上を図るとともに組織の活力増進に資することを目的とする。

(授賞)

第2条 教育次長は、次の各号のいずれかの事由に該当する者に対し、教育次長賞として賞状および記念品を贈呈する。

- (1) 困難な課題に取り組み、成果を上げた者
- (2) 優れた企画を立案、計画し、目標を達成した者
- (3) 部下、同僚または後輩から高い信頼を受け、優れた指導力を発揮した者
- (4) その他教育次長が褒賞を行うに相応しいと認める業績を残した者

2 前項の規定にかかわらず、全体の奉仕者として相応しくない非行を行った者その他褒賞を行うに不相当と認められる者に対しては、褒賞を行わない。

(実施時期)

第3条 褒賞は、教育次長が必要と認めるときに随時、実施する。

(受賞者の選考)

第4条 教育次長賞の受賞者は、教育次長が選考する。

2 教育次長は前項の受賞者を選考しようとするときは、予め総務部長に協議しなければならない。

(受賞者の決定)

第5条 教育次長は、前条第2項の協議により、総務部長から褒賞を適当と認める回答を受けたときは、褒賞および授賞式の日程等、当該褒賞に関して必要な事項を決定する。

(賞状および記念品)

第6条 前条の褒賞を決定したときは、庶務課長は、賞状の作成および記念品の購入を人事課長に対し依頼することができる。

2 前項の依頼は、授賞式の1月前までに行わなければならない。

(授賞式等)

第7条 教育次長賞の授賞式は、教育次長が行う。

2 教育次長は、前項の授賞式を行ったときは、品川区長あて報告しなければならない。

(事務)

第8条 教育次長賞の事務は、庶務課庶務係において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、教育次長賞の実施に関し必要な事項は、品川区部長賞の例による。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年2月16日から適用する。